

教育大綱について

1 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○教育基本法 第十七条第一項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 教育大綱に関する考え方について（文部科学省通知抜粋）

○ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱の対象期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定している。

3 本市の教育大綱について

（1）平成27年5月 策定

○第4次福知山市総合計画の教育行政に関わる方針等を中心に本市の教育大綱を策定。

（2）平成28年5月 改訂

○本市の新たな総合計画である「未来創造福知山」の策定にあわせ、同計画教育に関わる施策（基本計画第1章第2節及び第2章）を中心とした教育大綱に改訂。

福知山市教育大綱

【「未来創造 福知山」より抜粋】

※ 本教育大綱は、福知山市の総合計画「未来創造 福知山」の第2編基本計画における第1章第2節及び第2章を中心とした教育に関わる施策を充てるものである。

平成28年5月31日改訂

福知山市教育目標

「自分のために

(自己実現)

人のために

(他者貢献)

社会のために

(社会貢献)

共に幸せを生きる人材の育成」

1 人権・平和の尊重

施策1 人権施策を推進する

<基本的な方向>

- (1) 人権侵害救済制度の確立に向けた取組を推進する。
- (2) 市民・NPO・企業・各種団体などの参画や協働を図る「協働・支援」の施策を推進する。
- (3) 日常生活の中で起こる個別かつ具体的な人権侵害に対して、相談・支援体制を充実し、「保護・救済」の施策を推進する。

施策2 人権教育・人権啓発を推進する

<基本的な方向>

- (1) あらゆる場や機会を通じて市民がともに互いの人権や価値観を尊重する人権意識の高揚を図る「人権教育・啓発」の施策を推進する。
- (2) 人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会を実現するため、差別を許さず見逃さない人材を育成する。

施策3 平和事業を推進する

<基本的な方向>

- (1) 戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを伝える平和事業を推進する。

2 青少年の健全育成

施策1 健全育成体制を充実する

<基本的な方向>

- (1) 家庭・地域・学校・行政などの関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで青少年が社会性や自立心を育み心豊かに成長することを支援する。
- (2) 青少年がインターネット上などの有害環境やいじめ、犯罪、虐待などから守られ、安心して暮らせる社会づくりを推進する。

施策2 健全育成活動を促進する

<基本的な方向>

- (1) 子どもが社会の一員としての自覚を高められる、青少年団体活動などを支援する。

- (2) 自然体験やボランティア活動など地域社会との交流機会の拡大を図る。

3 学校教育の充実

施策1 学力を充実・向上する

<基本的な方向>

- (1) 基礎的な知識・技能を身に付け、それらの活用により様々な課題に対応し解決できる力（確かな学力）を育成する。
- (2) 子どもの個性と可能性を引き出す指導を充実し、文武向上と自らが主体的に進路を切り拓く能力や態度を育成する。

施策2 心身ともに健やかな子どもを育成する

<基本的な方向>

- (1) 豊かな人間性、健康で体力のある身体など、知・徳・体の調和がとれ、社会の変化にも柔軟かつ的確に対応できる「生きる力」を備えた子どもの育成を図る。
- (2) 学校教育と社会教育の緊密な連携のもと、豊かな創造性を育む教育環境の整備を進め、生涯にわたる学習基盤を培い、寛容と自尊感情を高める。
- (3) 自他を尊重し、ともに認め合う望ましい人間関係の育成を図る。
- (4) 望ましい食習慣を形成するため、家庭や地域に質の高い食生活についての情報を発信し、指導の充実を図る。

施策3 一人ひとりを大切にされた特別支援教育を推進する

<基本的な方向>

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力を伸ばし、心豊かでたくましく生きる力を培う。
- (2) 一人ひとりの将来を見据えた支援を行い、特別支援学級のみならず、通常の学級においても合理的配慮の充実を図るとともに、就学指導の力量アップを図る。

施策4 市民参加で開かれた学校・園づくりを推進する

<基本的な方向>

- (1) 保護者や市民の声を学校運営に反映し、家庭・地域・学校などの連携を通じた開かれた学校・園づくりを推進する。

施策5 就学前教育を充実する

<基本的な方向>

- (1) 生きる力の基礎を育成し、小学校教育に向けて「学びの基礎」を育てる教育の充実を図る。

施策6 教育環境を整備・充実する

<基本的な方向>

- (1) 未来を担う子どもたちに、安全で良好な教育環境を整備する。

4 生涯学習の推進

施策1 生涯学習を充実する

<基本的な方向>

- (1) 基本的な生活習慣やしつけ、子どもの健全育成など、学校・家庭・地域が一体となった「地域の教育力」の体制づくりを進める。
- (2) 多様な生涯学習機会を提供し、人材育成や地域コミュニティづくり、市民一人ひとりの自己実現と積極的な社会参加を推進する。
- (3) 世代間にわたる学習、スポーツ、ボランティア活動を進めるため、学校教育と社会教育および社会教育団体との連携を強化する。
- (4) 家庭・地域・学校をはじめ事業者やNPOなどの連携・協働による生涯学習推進体制を充実する。

施策2 図書館活動を充実する

<基本的な方向>

- (1) 北近畿における知識・情報の発信基地として、図書館機能の充実を図る。
- (2) 子どもから高齢者、障害のある人など、すべての人に読書の楽しさを提供できるよう、市民と協働して図書館サービスの向上を図る。

施策3 生涯学習施設の整備と適切な維持管理をする

<基本的な方向>

- (1) 「市民交流プラザふくちやま」や公民館などの社会教育施設を整備・充実する。
- (2) 地域活動の拠点施設として位置づけるほか、災害時においては広域避難所として管理・運営を行う。

5 文化財の保護・保存

施策1 文化財を適切に保護・保存する

<基本的な方向>

- (1) 地域の歴史や生活を今に伝える文化遺産を後世に伝えるため、文化財の調査・記録を行い適切に保護・保存する。
- (2) 郷土を愛する心を育む学習資料や地域振興の資源として、文化財の保護・保存を図る。

施策2 文化財の保護意識を高める

<基本的な方向>

- (1) 地域の歴史や文化を伝える文化財の展示や講座を通じ、文化財への関心や保護意識を高める。

6 文化活動の推進

施策1 文化活動を振興する

<基本的な方向>

- (1) 心豊かでうるおいのある市民生活をめざし、市民の文化、芸術に対する関心を高める活動を促進し、市民文化の向上を図る。
- (2) 趣味の活動や芸術の振興など、市民が主体的に文化に親しむことができる活動を促進する。

施策2 多様な文化交流を推進する

<基本的な方向>

- (1) 都市間および民間の交流を促進し、人的交流や地域の活性化を図る。
- (2) 地域や企業など多様な市民の参画による、島原市や小山町との交流を推進する。
- (3) 福知山出身者との交流や連携を通じ、福知山の魅力や情報を発信する。
- (4) 外国都市との交流・連携を推進する。

施策3 文化施設を整備する

<基本的な方向>

- (1) 市民の文化活動の拠点として、また、集客施設としてユニバーサルデザイン化など施設の充実や適切な維持管理を推進する。

7 スポーツ活動の推進

施策1 スポーツを振興する

<基本的な方向>

- (1) 市民が心身ともに健康で明るく豊かな生活をめざし、体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツ、レクリエーションに親しむことができる機会を充実させる。
- (2) 市民が、幅広くスポーツとふれあう機会を創出するため、「みる」「ささえる」スポーツ活動を推進する。

施策2 スポーツ施設を整備する

<基本的な方向>

- (1) 市民のスポーツ活動の拠点として、また、集客施設としてユニバーサルデザイン化など施設の充実や適切な維持管理を推進する。

8 高等学校との連携

施策1 高等学校による人材育成を支援する

<基本的な方向>

- (1) 市内の高等学校への入学・通学を支援する。
- (2) 高校生の文化芸術・スポーツ活動を支援する。
- (3) 高校生の学びの機会を創出する。

施策2 市内の高等学校との連携を強化する

<基本的な方向>

- (1) 市内の各高等学校の強みや特色の把握および活用と、高校間の相互連携を促進する。
- (2) 高校生の活動に関する情報発信を強化する。
- (3) 高校生の地元での進学を支援する。

9 大学教育の充実

施策1 地域の将来を担う人材を育成する

<基本的な方向>

- (1) 多様な地域課題に対して、主体的に有効な解決策を創造し、新たなプログラムやシステムを構築できる人材を育成する。

施策2 産・官・学が連携し地域産業の振興と雇用創出による賑わいを創出する

＜基本的な方向＞

- (1) 北近畿地域で学び、働くという人材循環システムの構築に向けて、福知山公立大学を中核とした本地域の地域産業の振興・創出、雇用創出を図ることにより、地域活力を高め、若者が定住し、賑わいと魅力あるまちづくりを推進する。

施策3 市民一人ひとりの自己実現と生涯学習を促進・支援する

＜基本的な方向＞

- (1) 誰もが自己実現でき、地域社会の底力のスキルアップにつながる学習の場、人づくりの場となる生涯学習の拠点としての機能・役割を構築する。